

実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会

開催趣旨

平成 30 年 7 月豪雨に伴い広島県、愛媛県を中心に広域にわたり多数の土砂災害が発生した。7 月豪雨によるものだけで、通常の 1 年分に相当する 1, 000 件を超える 1,748 件の土砂災害が発生している（平成 30 年 9 月 5 現在）。

これまで国土交通省では、砂防堰堤等の整備とともに、土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒区域等の整備等、警戒避難体制の整備を進めてきた。特に平成 26 年の広島市における土砂災害を受けて改正された土砂災害防止法に基づき、できるだけ早期に土砂災害の危険のある箇所を周知する観点から土砂災害警戒区域等の指定に先立つ基礎調査結果の公表や、避難勧告等の判断の目安となる土砂災害警戒情報の通知・周知の徹底等を行い土砂災害に対する警戒避難の強化を図ってきたところである。

しかしながら、今回の災害では、土砂災害警戒区域等の指定等による周知や土砂災害警戒情報等を受けた避難勧告等が概ねなされているにもかかわらず、依然として多数の犠牲者が発生した、また複数の河川において同時多発的に土砂災害が発生し、発生した土砂が多量の流水により流下し氾濫することによる被害も発生している。

このことを重大に受け止め、今回の災害の被害実態の検証、これまでの取り組みの検証とともに、今後の対策のあり方について検討を行うため、「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会」を設置するものである。